

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの
取組の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

生物多様性は、地球上の様々な環境を安定させる生態系の基盤であり、我々の生活は生物多様性なしには成り立たないが、急速に進む生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言い難い。

こうした中、昨年 の C O P 15 において、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が世界目標として採択されたことを受け、我が国が本年3月に策定した生物多様性国家戦略では、国だけでなく地方自治体や地域等が連携して国際社会をリードする取組を進めることとしている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方自治体や地域のNPO等への支援を強化し、地域の主体的な取組によって「ネイチャーポジティブ」を実現させ、私たちの経済社会活動の基盤である生物多様性を持続可能なものにしていくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対する取組を進めるため、脱炭素関連予算の増額を踏まえ、生物多様性関連予算も必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めること。
- 2 2030年までに陸と海の30%を保全する「30 by 30」の実現に向け、地域と連携し、国立公園等の保護地域の拡張や事業者等の民間が保有する生物多様性保全に貢献する区域であるOECMの認定の推進等を加速すること。
- 3 全ての子供たちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援するとともに、NGO等と連携し、生きものの暮らしを支える「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。
- 4 廃棄物等を削減し、製品等を循環させるサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と親和性が高いため、この分野での地域のバイオマスの持続可能な活用や製品のライフサイクル全般の環境負荷低減等を支援すること。